

第2回議会モニター会議を 11月28日(木)に開催しました



この会議では、令和6年10月までに寄せられた意見に対する対応を説明しました。さらに、令和6年7月から8月にかけて開催した議会報告会の状況を基に、「議会報告会について」というテーマで、参加者の集まる議会報告会をどのように実現するかを議会モニターの皆さんとワークショップ形式で意見交換を行いました。

議会モニターの皆さんからは多くの貴重な意見をいただき、大変有意義な意見交換となりました。今後の議会報告会の運営に反映させるべく、いただいた意見を参考に検討を進めていきたいと考えています。



ワークショップ形式で意見交換

◎意見交換で出された意見を 一部ご紹介します

- ・27振興センターをまわるのではなく、市内4会場にまとめて開催しては。
- ・対象をさまざまな団体としては。
- ・学生が大人になってから議会やまちづくりに興味を持てるように、学校で開催してはどうか。
- ・身近な話題をテーマにすれば、子育て世代や就労世代にも参加してもらえるのではないかと。
- ・親しみやすい名称に変えてはどうか。
- ・ワークショップ形式がよい。
- ・2〜3年に一度の開催としてもいいのではないかと。

12月定例会では、文教福祉常任委員会が第8号請願の審査を行いました。
審査の結果、第8号請願は採択すべきものと決しました。

請願審査

◆第8号請願(採択)

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求めることについて

審査において、委員からは「まずは国の動向を見極めたうえで検討していくことが重要ではないか」「処遇改善については検討するべき」「53年前の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を廃止し、労働基準法を適用するべき」「単に教員の給与の問題にとどまらず、子どもを守るためにもこの請願は採択するべき」「教員のなり手不足や長時間労働の問題解決のためには公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を廃止し、労働基準法を適用するべき」との意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

定例会最終日の本会議で委員長報告を行い、採決を行った結果、委員長報告のとおり決しました。

※請願全文は市ホームページに

掲載しています

意見書を提出

◆厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会には、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

◆「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止を求める意見書

昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」)では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額額の4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額総額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われなまま放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会は「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人一人の子供に十分向き合える環境の整備と子供たちの豊かな学びを保証するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

1 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用すること。

◆実効性のある学校の働き方改革を求める意見書

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの豊かな学びを保証するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

令和6年4月に、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」適用の教員については勤務時間の改善が行われなまま放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人一人の子供に十分向き合える環境の整備と子供たちの豊かな学びを保証するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

1 実効性ある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。